

令和6年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市市民委員会活動補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費・事業費)					始期	S37		終期	—
予 算 事 業 名	住民活動推進費					(事業コード)	112101			
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線3522	
交付先(団体、個人等)	市内61地区市民委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民							
	(意図) どういう状態にしたい		協働の福祉を増進し、住みよい地域社会を形成する。							
対象事業等の内容	一定地域内で住民によって自主的に結成された市民委員会の運営及び事業(会議関係・広報活動・交通安全推進活動・青少年育成活動・ボランティア活動・防犯活動・環境美化活動・文化活動等)									
積算方法	均等割200,000円＋世帯数割(@200円×市民委員会構成世帯数)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 市民委員会加入世帯数					②				
	単位:世帯					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	95,535	94,480	92,948	92,130	90,611					
成果指標と過去5年間の実績	① 町内会加入率					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	57.1	56.6	56.0	55.9	55.4					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		24,192	30,689	36,738	24,800	21,874
		市補助金		28,471	28,196	28,571	28,127	30,600
		協議会負担		21,074	20,068	20,529	20,871	20,557
		その他		27,949	10,924	11,774	18,763	16,509
	収入合計		101,686	89,877	97,612	92,561	89,540	
	市補助率(%)		28.0%	31.4%	29.3%	30.4%	34.2%	
	支出合計		70,997	53,139	72,812	70,687	89,540	
	うち食糧費、交際費		961	922	2,458	2,391	2,458	
	次年度繰越		30,689	36,738	24,800	21,874	0	
市負担額	一般財源		28,471	28,196	28,571	28,127	30,600	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		29,973	29,731	30,122	29,694	32,215	
受益対象者数		94,480	92,948	92,130	90,611	89,433		
補助金単位コスト(単位:円)		317	320	327	328	360		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		会計処理については、総会時において監査から会計監査報告を受けていること等から、適正に処理されている。繰越金については、継続して生じており随時点検する必要があるが、年度初頭に市補助金が交付されるまでの間に必要となる運営資金(総会開催経費等)として妥当な範囲内である。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
	(2)受益者負担	◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
		◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(7)見直し期間(終期設定)	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
	(8)支出を証する書類の添付	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
3 必要性	(9)見直し期間(終期設定)	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市民委員会は、地域主体のまちづくりの推進において住民活動の主力であり、行政サービスだけでは対応しきれない地域住民の課題やニーズに応じた各種取組を実施するなど公共性も高いため、その活動に対する支援は、不特定多数の市民に効果が行きわたり、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	(10)見直し期間(終期設定)	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市民委員会は、地域課題の解決に向けた取組を展開していくに当たり、立案実働の中心的存在である上に、支援の廃止・縮小は住民組織に極端な地域差を生じさせたり、活動が不可能な地域が生じる可能性もあるなど住民活動の衰退を招くおそれがあるため、必要性は高い。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
	(11)見直し期間(終期設定)	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		町内会への加入は任意であるため、補助金の効果が成果指標に即時に反映されにくい側面はあるものの、住民活動の主力である市民委員会への支援は、住民福祉の増進や住みよい地域社会の形成に寄与する活動の促進につながることから、一定の効果がある。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
	(12)見直し期間(終期設定)	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		・(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準については、住民活動の活発化のため組織運営に必要な経費として均等割20万円と組織の規模に応じた世帯数割分を加算して算出し交付していることから、基準との適合性を判断するには、性格上馴染まないものである。	
		・(4)見直し期間については、地域主体のまちづくりを推進するためには、住民活動の主力である市民委員会への継続的な支援が必要であることから、見直し期間や終期は設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市市民委員会活動補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	市民委員会それぞれの活動状況を踏まえた補助金の積算方法や、補助金の交付目的に沿った適切な成果指標の設定について検討すること。また、地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で、関係団体とも協議し、将来的に持続可能な組織や活動、それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。 なお、関係団体が一同に会し、現状の課題等を共有できる場を設けるなど、将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	交付先との調整が整わず、現時点では見直しに至っていない。持続可能な地域コミュニティ組織の在り方検討を現在行っており、引き続き調整を行っていく。
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	交付目的に対する効果が見えにくい。
解決に向けた取組	各市民委員会の活動状況を踏まえた補助金積算方法や、補助金の交付目的に沿った適切な成果指標の設定を行う。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	令和3年度行政評価を踏まえ、引き続き持続可能な地域コミュニティ組織の在り方検討を行うとともに、適切な成果指標の設定を行う。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市市民委員会活動補助金
-----------	---------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	該当なし	実施主体	
概要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☐ ある	☐ ない
説明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	札幌市連合町内会助成金 均等割 90,000円 世帯割 120円×世帯数
帯広市	地区連合町内会活動費交付金 20,000円～50,000円(7ランク)

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。